包括的禁止命令

平成２８年（再）第３号
長野県茅野市北山栗平5047番地
再生債務者　株式会社ＫＣＡ（旧商号株式会社光和創芸）
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成28年３月30日
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（再）第７号
東京都墨田区墨田２丁目11番13号
再生債務者　株式会社メイセイ
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成28年３月30日
東京地方裁判所民事第20部

監 督 命 令

平成２８年（再）第１１号
岐阜県高山市奥飛騨温泉郷平湯726番地
再生債務者　株式会社平湯館
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都千代田区有楽町１－５－１日比谷マリンビル８階　須藤・高井法律事務所　弁護士　高井　章光
平成28年３月30日
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（再）第１２号
神奈川県相模原市中央区相模原６丁目１番５号　ＩＺＡＷＡビル３Ｆ
再生債務者　株式会社リペアワークス
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都千代田区神田錦町２－４－６　ワダビル５階　エルム法律事務所　弁護士　浅井　平三
平成28年３月30日
東京地方裁判所民事第20部

監督命令変更

平成２７年（再）第２５号
和歌山県西牟婁郡上富田町岩崎字蓮ケ池768番地
再生債務者　株式会社朝日ダイヤゴルフ
主文　頭書事件につき、当裁判所が平成27年３月30日にした監督命令に次の事項を加える。
「６　再生債務者が事業の維持再生の支援に関する契約及び当該支援をする者の選定業務に関する契約の締結をするには、監督委員の同意を得なければならない。」
平成28年３月29日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始

平成２８年（再）第１０号
東京都新宿区四谷４丁目３番地
再生債務者　株式会社ニュービジネス
１　決定年月日時　平成28年３月30日午後４時30分
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年５月２日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成28年６月３日から平成28年６月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２７年（再）第６０号
東京都練馬区大泉学園町８丁目18番10号
再生債務者　市川総業株式会社
１　決議に付する再生計画案　平成28年３月14日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成28年６月１日午前11時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成28年５月24日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成28年５月18日
平成28年３月29日
東京地方裁判所民事第20部

再生計画認可

平成２７年（再）第５７号
東京都荒川区南千住６丁目57番12号
再生債務者　東電池株式会社
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成28年３月30日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

平成２６年（再）第４４号
東京都武蔵野市境２丁目14番１号
再生債務者　株式会社マデラ
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の遂行
平成28年３月29日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再）第８号
神戸市西区櫨谷町福谷882番
再生債務者　医療法人社団白眉会
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の遂行
平成28年３月30日
神戸地方裁判所第３民事部

再生手続廃止

平成２８年（再）第４号
東京都中野区松が丘２丁目15番11号
再生債務者　山田　　裕
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成28年３月30日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続廃止及び保全管理命令

平成２８年（再）第３号
長野県茅野市北山栗平5047番地
再生債務者　株式会社ＫＣＡ（旧商号株式会社光和創芸）
１　主文　本件再生手続を廃止する。
再生債務者について保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　東京都千代田区有楽町１－６－４　千代田ビル７階　日比谷見附法律事務所　弁護士　石田　惠美
３　廃止の理由の要旨　本件再生手続には民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成28年３月30日
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（再）第７号
東京都墨田区墨田２丁目11番13号
再生債務者　株式会社メイセイ
１　主文　本件再生手続を廃止する。
再生債務者について保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　東京都港区元赤坂１丁目２番７号　赤坂Ｋタワー　アンダーソン・毛利・友常法律事務所　弁護士　柴田　義人
３　廃止の理由の要旨　本件再生手続には民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成28年３月30日
東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２８年（再イ）第１３号
千葉県千葉市中央区都町1252番地４　ダイアパレス千葉都町409号
再生債務者　辰巳　光宣
１　決定年月日時　平成28年３月29日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年４月19日まで
４　一般異議申述期間　平成28年５月６日から平成28年５月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（再イ）第２２号
千葉県千葉市花見川区瑞穂１丁目10番地４　ハイブリッジＡ棟102号
再生債務者　福岡　大輔
１　決定年月日時　平成28年３月29日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年４月19日まで
４　一般異議申述期間　平成28年５月６日から平成28年５月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（再イ）第２７号
千葉県市川市大洲３丁目17番２－305号（サカタフラッツ）
再生債務者　山下里恵子（旧姓渡邊）
１　決定年月日時　平成28年３月29日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年４月19日まで
４　一般異議申述期間　平成28年５月６日から平成28年５月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係